

南魚沼市立中之島小学校通学バス運行業務委託仕様書

1 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託業務の内容

南魚沼市立中之島小学校（以下、「学校」という。）における児童の通学について、バスによる児童輸送の運行業務を行う。

(1) 運行日

- ①原則として委託期間内で土曜日、日曜日、祝祭日及び学校休業日を除く日。但し、土曜日、日曜日、祝祭日であっても運動会、オープンスクールなど学校行事の日は運行日とする。
- ②年間の運行予定日を207日（夏期137日、冬期70日）とする。尚、学校運営の都合により変動する場合がある。運行日数や運行型の変更により運行距離が増があった場合は、運行実績により委託料の変更を行う。

(2) コース、運行区間、運行時間

原則として運行は登校時に1回、下校時については、夏期の一斉下校時は1回（年間30日）、夏期の通常下校時は2回（年間102日）、冬期の一斉下校時は1回（年間17日）、冬期の通常下校時は2回（年間48日）、課外活動時は2回（年間10日）を予定している。また、夏期課外活動は5日、冬期課外活動は5日を予定している。

- ①コースは別紙路線図、運行区間及び運行時間は別紙1のとおりとする。ただし、曜日や学校行事等により運行時間が前後することがある。
- ②学校の都合により、登下校等の時間に変更や調整が伴う場合があるため、その対応ができる体制を常に整えておくこと。
- ③待機は必要ありません。

(3) 緊急時の対応

- ①自然災害・学級閉鎖等により学校が時間の変更を行った場合、安全かつ速やかに対応すること。
- ②委託業務中に事故等が発生した場合は、直ちに南魚沼市教育委員会、中之島小学校及び塩沢車両班に連絡し、受託者の責任において処理すること。また、それにより運行に支障をきたすバスが出た場合は速やかに代替のバスを運行すること。
- ③上記①,②の内容を実施できる運行体制（人員・車両）を常に整えておくこと。

(4) 損害賠償義務

受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えた時は自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘義務

受託者は業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 運行記録

運行記録の作成を行うこと。また、教育委員会及び学校に提出を求められた時には速やかに

提出すること。

3 業務車両、運転員

(1) 業務車両

- ①業務に使用する車両は道路運送法による旅客自動車運送事業の許可を受けた営業用車両とする。
- ②各コースに使用する車両は別紙 2 で指定する車両とする。
- ③業務に使用する車両を常時点検し、良好な状態で運行すること。
- ④通常使用する 1 台及び緊急時に使用する 1 台の計 2 台を確保すること。

(2) 運転員

- ①運転業務に従事する者は、大型自動車第二種免許を有するものとする。
- ②運転員は、固定のチームを組み、各運転員間で密な連携が取れるように体制をとること。

4 委託料

- (1) 委託料には人件費、燃料費、保険費用など運行業務の履行に必要な経費一切を含むものとする。ただし、市道及び私有地のバス停借上げ料、バス回転場借上げ料については委託者の負担とする。
- (2) 委託料は下記により 1 年分を 3 回に分割し支払うものとする。いずれもその月の月末までに支払う。

	支払月	支払い金額
1 回目	7 月	委託契約年額の 3 分の 1 (1 円未満の端数切り捨て)
2 回目	11 月	委託契約年額の 3 分の 1 (1 円未満の端数切り捨て)
3 回目	3 月	委託契約年額のうち、2 回目の支払日までに支払いを終えていない残りの金額
該当の場合	4 月	運行距離に増があった場合、実績による委託料との差額。

- (3) スクールバス年間契約特例を用いることができる。

5 その他

- (1) 児童の安全を第一に考え、法令、規則等を遵守し、業務を確実に行うこと。
- (2) 受託者は、コースの試運行を行ったうえでコースを熟知し、運行に支障をきたさぬよう努めること。
- (3) 予定表は使用する月初めの一週間前までに学校から連絡する。ただし、学校運営上の都合で予定変更する場合もある。
- (4) 本仕様書に記載のない事項は、運行業務の運営が円滑に図られるよう、委託者と協議し、誠実に業務に努めること。